

## 第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月23日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年4月23日(木)午後2時00分～3時37分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(18人)          会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野隆夫、3番 荒井喜代子、4番 鈴木秀之、6番 齋藤 勉、7番 栗野育夫、8番 増子謙一、10番 中山忠夫、11番 久郷義美、12番 滝田 功、13番 栗田義之、14番 塩野目富夫、15番 小川祥一、16番 興野礼子、18番 堀江恒夫 各委員</p> <p>4. 欠席委員(2人) 5番 関 閣夫、19番 塩野哲男 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願について          日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について          日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第215号)の承認について          日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第216号)の承認について          日程第8 議案第7号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について          日程第9 議案第8号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について          日程第10 議案第9号 令和元年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について          日程第11 議案第10号 令和2年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者          農政課農業振興グループ 主幹兼総括 深澤宏志、係長 各務卓馬</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和2年 第4回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	コロナ対策のため、推進委員全員欠席。本日、5番 関 閣夫 委員、19番 塩野 哲男 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。

議長（越雲）	直ちに会議を開きます。（午後 2時 00分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	ここで、議案書の訂正がありますので、事務局より説明をさせます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議案書の訂正を説明 >
議長	それでは、日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、11番 久郷 義美 委員、12番 滝田 功 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。 ここで、議案第2号に追加案件の申出がありましたので、事務局より説明いたさせます。
事務局（雫）	< 追加案件の説明 >
	今回上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による申請について」 整理番号1に関連したもので、同じ上境地内の田3筆、計4,730㎡において、同復旧工事のための根固めブロック作成作業場として使用するための一時転用の案件ですので、ご審議いただきたい次第であります。
議長	説明が終わりましたので、このことにつきまして、追加案件としてよろしいかお諮りします。

議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、議案第2号において、整理番号2として審議することといたします。</p> <p>休憩いたします。(午後 2時 12分 )</p>
議長	<p>&lt; 書類配付 &gt;</p> <p>再開いたします。(午後 2時 13分 )</p> <p>それでは、次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局(糸井)	<p>&lt; 議案第1号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。</p>
10番 中山 忠夫 委員	<p>4月12日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、有償の所有権移転、売買。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年、第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機。取得地への通作距離、2km、約10分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。第3条第2項第7号関係、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
13番 栗田 義之 委員	<p>4月18日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内</p>

<p>(13番 栗田 義之 委員)</p>	<p>容、有償の所有権移転、売買。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、白菜、ネギ、里芋、大根、馬鈴薯。農業従事年数及び農業形態、約20年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン。取得地への通作距離、700m、約6分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。第3条第2項第7号関係、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番、4番について、14番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>14番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>4月12日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、大根。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、コンバイン。取得地への通作距離、1km、約5分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。第3条第2項第7号関係、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>4月12日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、大根。農業従事年数及び農業形態、約35年。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター、田植機。取得地への通作距離、100m、約1分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。約30年借地で耕作をしており、後継者がいなので農地を贈与したいとの事でした。第3条第2項第7号関係、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>18番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>整理番号3番についてですが、去年の台風で●●●地区はかなり被害が出たと聞いていますが、この農地は今年耕作ができるのでしょうか。</p>

14番 塩野目 富夫 委員	できません。
18番 堀江 恒夫 委員	できないということであれば、取得地において耕作すると認められると報告がありましたが、どうなのでしょう。
14番 塩野目 富夫 委員	現地を確認しましたが、草が生えないようにトラクターで耕して今年は管理するということです。
18番 堀江 恒夫 委員	わかりました。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、1番 齋藤 勉 委員をお願いします。
6番 齋藤 勉 委員	4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、(株)●●● 代表取締役●●●。農地区分、第1種農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、一時転用8か月。転用計画、転用事業者は、建設業を行っているが、今般、上境地内の「令和元年度那珂川上境地区低水護岸災害復旧工事」について、常陸河川国道事務所から請負うことになり、工事に必要な仮設事務所・駐車場・資機材置場の用地を探したところ、施工区域近くの当該地を借りられることになり申請に至った。転用面積 2,136 m <sup>2</sup> 、鉄板を敷いて利用。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、事業者により

<p>(6番 齋藤 勉 委員)</p>	<p>現状復帰して返還。資金関係の証明、工事請負計画書により請負工事の裏付けあり。事業着工の時期、令和2年4月24日から令和2年12月28日。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>追加議案の案件です。4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株●●● 代表取締役●●●。農地区分、農用地。(申請地位置を説明。)作業所として使用したいとのことです。転用面積4,730㎡。鉄板を敷いて利用。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>鉄板を敷いて使うということですが、全部鉄板を敷くということですか。</p>
<p>6番 齋藤 勉 委員</p>	<p>作業する場所の一部に、鉄板を敷くということです。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>現地で調査員と説明を受けたところ、駐車場や事務所とトイレには敷きますが、その他の場所については敷かない。追加案件になったところも、最終的には作業する場所だけ敷くということです。</p>
<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>鉄板を一部だけ敷くと書いていただけたなら、わかりやすかったです。</p>
<p></p>	<p>&lt; 他に質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p></p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1につきましては、異議がないようですので申請のとおり許可することとし、整理番号2につきましては面積が3,000㎡を超える案件</p>

(議長)	となりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第3条に係る買受適格証明願について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (糸井)	< 買受適格証明願の説明をした。 >
議長	続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 栗野 隆夫 委員をお願いします。  休憩いたします。(午後 2時 50分 )  再開いたします。(午後 2時 55分 )
2番 栗野 隆夫 委員	4月12日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、有償の所有権移転、公売。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約45年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機。取得地への通作距離、1km、約2分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。第3条第2項第7号関係、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	説明、及び報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	議案第3号 「農地法第3条に係る買受適格証明願について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。



議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、ただいま上程中の日程第4 議案第3号 「農地法第3条に係る買受適格証明願について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。また、申請者が落札し、農地法第3条の許可申請が提出された際、内容に相違無い場合はその審議を省略し、許可することとしてよろしいかお諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、ただいま上程中の日程第4 議案第3号 「農地法第3条に係る買受適格証明願について」 は、申請のとおり承認することとし、併せて、申請者が落札し、改めて提出される農地法第3条の許可申請については、その内容に相違無い場合は当該審議を省略し、許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2番、3番について、4番 鈴木 秀之 委員にお願いします。</p>
4番 鈴木 秀之 委員	<p>4月13日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は、議案第4号整理番号2のとおりです。調査方法、本人聞取、関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成12年、願出人が相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、市道になっていますが、里山に行く道で周囲に及ぼす影響はございません。非農地となって何年経過したか、経過年数、約24年。申請地は、平成2年頃にプレハブ小屋を設置しその後、平成7年に移動式事務所を設置し、さらに敷地全体にコンクリートを敷設し現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
13番 栗田 義之 委員	<p>4月18日に、石崎推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第4号 整理番号3のとおりです。調査方法、本人聞取、現地確認。土地の履歴、昭和63年3月 願出人が父から贈与により取得。昭和63年9月21日それぞれ分筆。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、非</p>

(13番 栗田 義之 委員)	人為的、耕作放棄地。非農地となつて何年経過したか、経過年数、不耕作となつて、約28年。申請地は、昭和63年頃の大規模農道の整備により、それぞれ分断されたため、桑畑に転換し平成3年まで利用していたが、養蚕を止め不耕作の状態になり現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、山林。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われまふ。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第215号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第215号）の承認について、説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があつたものです。今回承認申請があつた、那須烏山市農用地利用集積計画（第215号）については、新規5件、更新15件です。利用権の設定を受ける者12名、利用権を設定する者18名です。利用権の設定面積は、49,218㎡です。令和2年度 累計は、49,218㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年4月30日公告予定です。  < 質疑なし >

議長	議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第215号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第215号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第216号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農業振興グループ担当から説明していただきます。
農業振興グループ（深澤）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第216号）の承認について、ご説明いたします。本案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「中間管理権の設定」について、市から農業委員会に対して、承認申請したものです。この後にご審議をいただきます「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）」とは関連がありまして、受け手側の各農家へ配分を図る前に、貸し手側から中間管理機構への農地の集約を図るため、その内容について審議をいただく内容となります。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第216号）については、新規が1件です。利用権の設定を受ける者は、公益財団法人 栃木県農業振興公社、利用権を設定する者1名です。利用権の設定面積は、18,374㎡です。令和2年度 累計は、18,374㎡です。設定内容及び設定を受ける者につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年4月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
15番 小川 祥一 委員	面積に対して賃借料が、だいぶ安いような気がするのですが、どうしてでしょうか。
農業振興グループ（深澤）	< 資料の訂正を説明 >
	< 他に質疑なし >
議長	議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第216号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定

(議長)	してよろしいか、お諮りいたします。
議長	議長 議長
事務局 (糸井)	事務局 (糸井)
議長	議長
農業振興グループ (深澤)	農業振興グループ (深澤)
議長	議長
15番 小川 祥一 委員	15番 小川 祥一 委員
議長	議長

してよろしいか、お諮りいたします。

< 異議なしの声 >

ただいま上程中の、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第216号) の承認について」 は、異議なしと認め、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画 (案) に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。

< 議案第7号 議案書の朗読 >

内容について、農業振興グループ担当から説明していただきます。

議案第7号農地中間管理事業における農用地利用配分計画 (案) に係る意見について、ご説明いたします。本案件については、農地中間管理事業における農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の指針に関する法律第19条第3項の規定により、市から農業委員会に対して、意見聴取をしたものです。先ほど、議決をいただきました農用地利用集積計画 (第216号) とも関連がありまして、本案におきましては、貸し手側から受け手側の各農家への集積を図ることに対してまして、ご審議をいただくこととなります。今回意見聴取の依頼があった、農地中間管理事業における農用地利用配分計画 (案) につきましては、件数は1件です。設定を受ける者1名、設定する者1名です。設定面積は、18,374 m<sup>2</sup>です。令和2年度累計は、18,374 m<sup>2</sup>です。設定内容につきましては、資料のとおりです。なお、今後の手続きにつきましては、本総会における市農業委員会の意見聴取の結果を文書にて、先ほど決定をいただきました市農用地利用集積計画 (216号) の公告の写しと共に県の事務局であります県農業振興公社に送付し、その後、諸般の手続きを経て、約1か月程度ですべての手続きが完了し、利用権の設定が完了することになります。

続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。熊田地区担当 15番 小川 祥一 委員お願いします。

意見はありません。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

<p>議長</p>	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p> <p>議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」 は、「異議なし」として回答してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>特に意見等がないようですので、日程第8 議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」は「異議なし」として回答することに決定いたしました。続きまして、日程第9 議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>&lt; 議案第8号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>内容について、まず、整理番号1について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。</p>
<p>農業振興グループ(各務)</p>	<p>お手元の資料13ページをご覧ください。本案につきましては、申出人 ●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、曲畑地区の畑を土砂流出防止のために傾斜を緩くするための農振除外です。（申出地位置を説明。）除外する面積は、現在2m程度の高さになっている法面を二段に分け、さらにそれぞれの傾斜が緩くするための、最小限の面積と判断されます。また、本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の5要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ5月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、6月5日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、7月20日までに、県から回答をもらい、9月中旬まで公告閲覧等をします。その後、10月上旬までに県と本協議を行い、10月中旬に除外完了となります。では、御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元の資料22ページをご覧ください。本案につきましては、申出人 ●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、八ヶ代地区の畑に、一般住宅を新築するための農振除外です。（申出地位置を説明）除外する面積は、新築住宅を整備することを考慮し、最小限の面積と判断されます。また、本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の5要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、先ほど申し上げた</p>

<p>(農業振興グループ(各務))</p>	<p>案件同様、10月中旬に除外完了となります。では、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、15番 小川 祥一 委員お願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一委員</p>	<p>4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申請人、申請地の場所、内容は、議案第8号 整理番号1及び添付資料のとおりです。申請人と土地所有者の関係、転用事業者、●●●、第三者、農地法第5条申請予定。(申請地位置を説明。)同意書、有。変更を必要とする理由、転用事業者は申請地に隣接する住宅に住んでいるが、申請地と住宅敷地との境界の一部が高さ2mほどの急な法面になっており、大雨の際などに土砂が流出する恐れがあるため、法面の傾斜を緩やかにする工事を行いたく、農用地からの除外申請にいたった。転用目的の施設の構造等、転用面積 386㎡、1,504㎡のうちの一部。住宅敷地の北側、東側。土地選定経過書、無。給水、排水、無。資金関係の証明、無。自己資金で賄う。除外の際の基準等についての意見、申請地以外の代替地は無く、また、他の農用地への被害は無いと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、11番 久郷 義美 委員お願いします。</p>
<p>11番 久郷 義美 委員</p>	<p>4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申請人、申請地の場所、内容は、議案第8号整理番号2及び添付資料のとおりです。申請人と土地所有者の関係、申請者、●●●、本人。転用事業者、●●●、親族。農地法第5条申請予定。(申請地位置を説明。)同意書、有。変更を必要とする理由、転用事業者は申請者の甥で、現在、妻と子1人と宇都宮市の賃貸アパートに住んでいるが、申請者の農業後継者となる予定である。また、申請者宅に同居している父親の面倒を見る必要があるため、申請者の経営する農地と父親の住宅に近接する申請地に住宅の建設をしたく、農用地からの除外申請にいたった。転用目的の施設の構造等、転用面積 308㎡、3,414㎡のうち、住宅敷地。土地選定経過書、添付有。給水、市営水道。排水、合併浄化槽処理後、敷地内浸透。雨水排水、敷地内浸透。除外の際の基準等についての意見、申請地以外の代替地は無く、また、他の農用地への被害は無いと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

13番 栗田 義之 委員	議案第8号整理番号1についてお伺いしたいです。所有者は●●●氏になっていますが、これはあくまでも整備計画の変更だけだと思うのですが、そのうち売買などあるのか、そのうち出てくるのか。それともう一件、17ページの5番に記載してある、農振除外の農地転用については農業委員会と協議済みですとありますが、協議済みとはどういうことなのでしょうか。
農業振興グループ（各務）	1つ目の転用の件ですが、分筆をして●●●氏が●●●氏から土地を購入すると聞いております。分筆の予定があるそうです。17ページの5の農振除外の農地転用については農業委員会と協議済みの記載は誤りです。事前協議が済んでいるということで、転用できる見込みがあるという解釈になります。農業委員会と協議は済んでおりません。農業委員会の事務局と話し合いをしたということです。
議長	耕作放棄地にしないことを農業委員会事務局と協議したということです。よろしいでしょうか。
13番 栗田 義之 委員	わかりました。  < 他に質疑なし >
議長	続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。曲畑地区担当 1番 金子 博 委員お願いします。
1番 金子 博 委員	意見はありません。
議長	議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画変更に係る意見について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画変更に係る意見について」 は、異議がないようですので、「異議なし」として回答し、併せて、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、その内容に相違ない場合は審議を省略し、許可することに決定いたしました。  休憩いたします。（午後 3時 17分 ）

(議長)	再開いたします。(午後 3時 27分 )
議長	次に、日程第10 議案第9号 「令和元年度那須烏山農業委員会活動実績報告について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局(糸井)	< 議案第9号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長(相ヶ瀬)	< 活動報告について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	議案第9号 「令和元年度那須烏山農業委員会活動実績報告について」 は、原案報告書のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか
	< 異議なしの声 >
議長 (議長)	異議なしと認め、日程第10 議案第9号 「令和元年度那須烏山農業委員会活動実績報告について」 は、原案報告書のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第11 議案第10号 「令和2年度那須烏山農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局(糸井)	< 議案第10号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長(相ヶ瀬)	< 別紙活動方針及び活動計画(案)について説明 >



議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p> <p>議案第 10 号 「令和 2 年度那須烏山農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、原案計画書のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>&lt; 異議なしの場合 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第 11 議案第 10 号 「令和 2 年度那須烏山農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、原案計画書のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。</p> <p>( 午後 3 時 37 分 )</p> <p>上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和 2 年 4 月 23 日</p> <p>議 長</p> <p>11 番</p> <p>12 番</p>